

一級河川の区間を見直します

～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の進捗に伴い、7月5日付で一級河川の指定等を行いました。

一級水系（※）に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

（※）国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の進捗等に伴い、6月6日の社会資本整備審議会河川分科会（第56回）での審議等を経て、7月5日付で一級河川の指定や指定の変更、廃止を行いました。

なお、今回新たに指定された一級河川の区間は、県知事が管理の一部を行う区間となるため、併せて河川法第9条第2項に基づく指定を行いました。

【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	県名	区分	県管理
阿武隈川	<small>きたすかわ</small> 北須川	福島県（石川町）	名称変更（延長増）	○
	<small>いまでかわ</small> 今出川	〃（〃）	名称変更（延長減）	○
利根川	<small>とよほがわ</small> 豊穂川	栃木県（小山市）	指定	○
淀川	<small>やまもとがわ</small> 山本川	滋賀県（近江八幡市）	変更（延長増）	○
	<small>へびすながわほくりゆう</small> 蛇砂川北流	〃（〃）	廃止	—
大野川	<small>たまらいがわ やまががわ</small> 玉来川（山鹿川を含む。）	熊本県（産山村）、 大分県（竹田市）	名称変更	○

【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

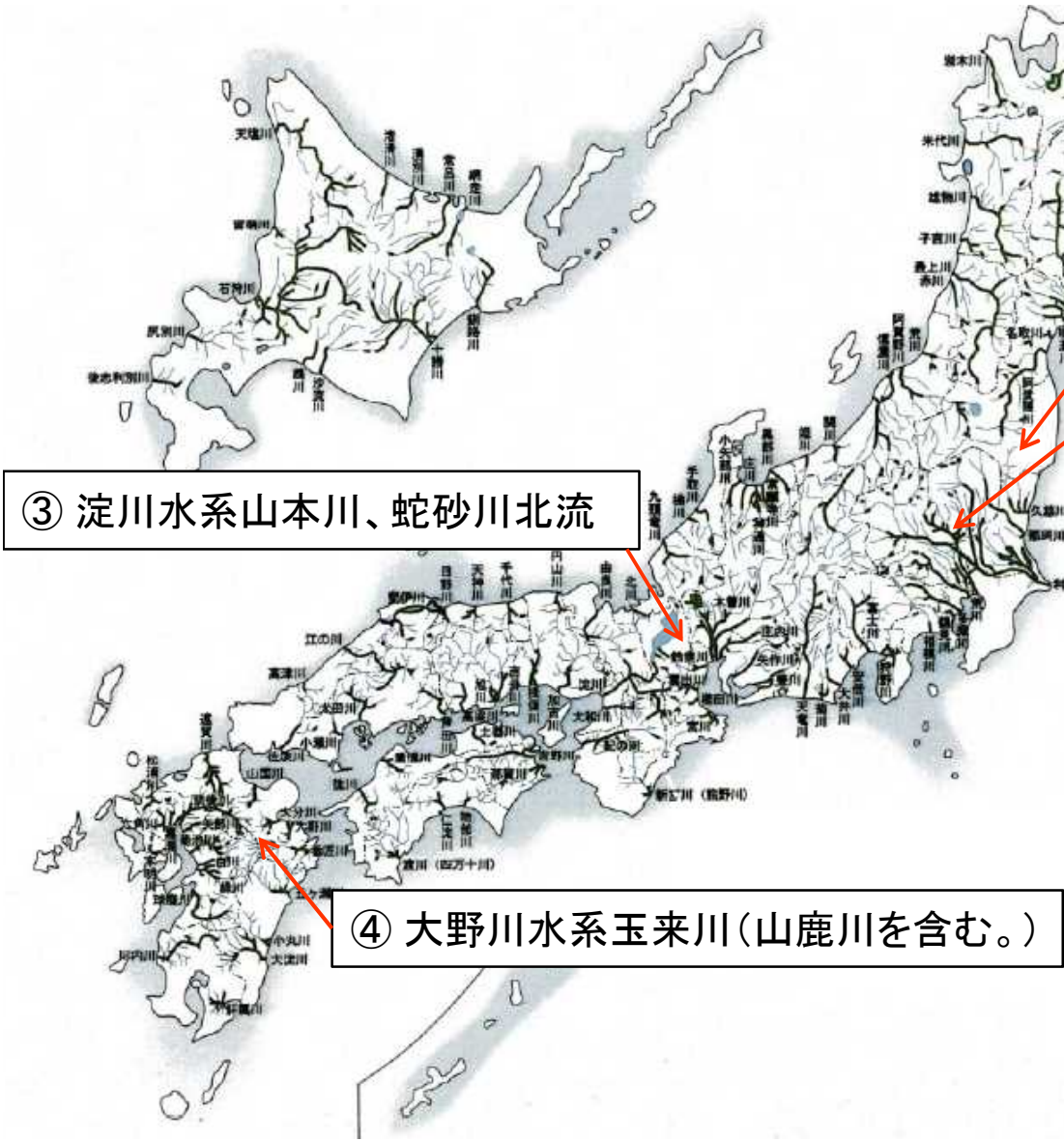
河川数 14,066河川（14,066河川）

河川延長 88,103.0km（88,103.0km）

※（ ）内は平成30年7月時点の一級河川指定状況

問い合わせ先			
国土交通省水管理・国土保全局水政課	課長補佐	中静	
	係長	宮本	
TEL	03-5253-8111	内線35-222、35-223	
直通	03-5253-8439		
FAX	03-5253-1601		

一級河川の指定等の全国位置図



① 阿武隈川水系北須川、今出川

② 利根川水系豊穂川

③ 淀川水系山本川、蛇砂川北流

④ 大野川水系玉来川(山鹿川を含む。)

今回の一級河川の指定等

- ・新規 1河川 1. 2 km
- ・変更増 2河川 6. 6 km
(名称変更による増1河川を含む。)
- ・変更減 1河川 △3. 9 km
(名称変更による減1河川を含む。)
- ・廃止 1河川 △3. 9 km
- ・その他(名称変更) 3河川
(延長の増減を伴う2河川を再掲している。)

今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長

- ・河川数 14, 066河川(14, 066河川)
- ・河川延長 88, 103. 0km(88, 103. 0km)

※()内は平成30年7月時点の一級河川指定状況

一級河川の指定等の一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	県管理
①	阿武隈川	きたすかわ 北須川	福島県 (石川町)	その他 (名称変更)	増 3.9km (27.7km)	阿武隈川水系今出川の、北須川合流点から社川合流点までの区間については、石川町の歴史資料の中に記載され、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「北須川」とするため、一級河川の指定の変更(名称変更)を行うこととする。	○
		いまでかわ 今出川			減 3.9km (15.4km)		
②	利根川	とよほがわ 豊穂川	栃木県 (小山市)	新規	増 1.2km	利根川水系豊穂川では、度々発生する氾濫対策として、平成31年度より河道拡幅等工事の河川改修を実施するため、一級河川の指定(新規)を行うこととする。	○
③	淀川	やまもとがわ 山本川	滋賀県 (近江八幡市)	変更	増 2.7km (9.7km)	淀川水系山本川では、度々発生する浸水被害の軽減を図るため、県営かんがい排水事業に伴い河川改修工事を行い、現一級河川区間の合流部が蛇砂川から西之湖へ流入する形へ変更となったことから、一級河川の指定の変更(下流端の変更)を行うこととする。 また、同水系蛇砂川北流では、同工事にて洪水流下機能を山本川へ振り替えたことから、一級河川の指定の廃止を行うこととする。	○
		へびすながわほくりゆう 蛇砂川北流		廃止	減 3.9km		
④	大野川	たまらいがわ やまががわ 玉来川(山鹿川を含む。)	熊本県 (産山村) 大分県 (竹田市)	その他 (名称変更)	—	大野川水系玉来川の、産山村内を流れる区間(上流端から大利橋まで)については、産山村の歴史資料や古い地形図の中に記載され、現在も、地域住民が愛着をもって使っている「山鹿川」の呼称も使用できることとするため、一級河川の指定の変更(名称変更)を行うこととする。	○

注) 「指定等の延長」欄中の下段()書は、今回の河川の指定等後の延長(km)である。

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）